様式第72（第72条関係）

適正計量管理事業所指定申請書

　　　　　　　 　　　　 年 月 日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 県証紙（収入印紙）  貼付欄 |  |

和歌山県知事 殿

（経済産業局長）

　　　　　 　　　 申請者 住所 氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり、適正計量管理事業所の指定を受けたいので、申請します。

１ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２ 事業所の名称（業種を含む。）及び所在地

３ 使用する特定計量器の名称、性能及び数並びに取引又は証明に用いる特定計量器とそ

の他に用いる計量器との別及び数

４ 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

５ 第７３条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項

備考

１ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２ ２の業種は、具体的に記載すること。

３ 計量士は、当該事業所の従業員又は外部からの委託による者のいずれかを区別し、

後者の場合にあっては、その所属先を具体的に付記すること。

４ ２、３及び５の事項は、別紙に記載することができる。ただし、２については、第

７２条第２項又は第３項に規定する場合に限る。

**【** 手続きのご案内 **】**

手続名　　　　　　適正計量管理事業所指定申請書

お問い合わせ先　　〒６４０－８５８５

和歌山市小松原通一丁目１番地

商工企画課　計量指導班

TEL : 073-441-2713

FAX : 073-432-4409

E-mail : e0601002@pref.wakayama.lg.jp

概要説明　　　　　特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものが、適正計量管理事業所の指定申請をするための様式

関連法令　　　　　計量法第１２７条、同法施行規則第７２条第１項

提出書類　　　　　・登記簿謄本の写し  
・事業所までの案内図

申請等の時期　　　随時

申請等の方法　　　持参又は郵送

手数料　　　　　　２，５５０円（県証紙）

申請窓口　　　　　和歌山市以外：和歌山県商工企画課　計量指導班  
和歌山市：和歌山市